

# 2026年度前期 本学独自の授業料減免申請の案内

## 1 本学（広島市立大学）独自の授業料減免制度とは

「[修学支援新制度による授業料減免制度](#)」の対象外である方（大学院生など）のうち、経済的理由により授業料納付が極めて困難な方を対象に、授業料減免を行う制度です。

## 2 授業料減免の基準

別紙1【[授業料減免基準](#)】のとおりです。

## 3 減免額

授業料免除が許可された者については、授業料の全額、半額又は1/4を免除します。

## 4 申請方法等

### (1) 申請期限

**2026年4月30日（木）17:00【厳守】**

詳細は「5 提出書類」を参照

### (2) 申請方法

UNIPA「本学独自の授業料減免申請（前期）」から申請の上、提出書類を事務局学生支援室に提出する。



## 5 提出書類

申請期限（**2026年4月30日（木）17:00【厳守】**）までに事務局学生支援室に提出すること。

ただし、2025年度課税証明書の提出期限は**2026年6月30日（火）17:00【厳守】**とする（(2)ウ、(3)ウ）。

### (1) 学資負担者が生活保護を受けている世帯の学生

上段（太字）：提出書類	下段：注意事項
<b>ア 世帯情報記入票</b> （様式： <a href="#">Web 申請書の添付ファイル</a> をDL）	
Excel ファイルに入力の上、印刷したもの	
<b>イ 住民票</b> （世帯全員分）	
学生本人を含む世帯全員分の住民票（マイナンバーの記載がないもの）	
<b>ウ 生活保護受給証明書</b>	
市区町村の役場等が発行したもの	

### (2) 当該年度の市町村民税のうち所得割が非課税の世帯の学生

上段（太字）：提出書類	下段：注意事項
<b>ア 世帯情報記入票</b> （様式： <a href="#">Web 申請書の添付ファイル</a> をDL）	
Excel ファイルに入力の上、印刷したもの	

<b>イ 住民票（世帯全員分）</b>
学生本人を含む世帯全員分の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
<b>ウ 2026年度課税証明書</b>
住民票記載の18歳以上の方全員分の提出が必要。 <b>※提出期限：2026年6月30日（火）17：00【厳守】</b>

### (3) 特別事情が発生した世帯の学生

<b>上段（太字）：提出書類</b> 下段：注意事項
<b>ア 世帯情報記入票</b> （様式：Web 申請書の添付ファイルをDL）
Excel ファイルに入力の上、印刷したもの
<b>イ 住民票（世帯全員分）</b>
学生本人を含む世帯全員分の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
<b>ウ 2026年度課税証明書</b>
住民票記載の18歳以上の方全員分の提出が必要。 <b>※提出期限：2026年6月30日（火）17：00【厳守】</b>
<b>エ 2026年1～3月の収入を証する書類</b>
住民票記載の18歳以上の方全員分の給与明細、収支の分かる帳簿等の写し（学生アルバイトの収入は提出不要）
<b>オ 特別事情が発生したことを証明する書類</b>
別表「事由別提出書類」を参照し、該当する対象事由に対応する提出書類を提出すること

### 別表 事由別提出書類

対象事由	提出書類	備考
死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡診断書</li> <li>保険金等受給（予定）明細書等</li> </ul>	
被災	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災証明書等、被害物件と被害の程度が分かるもの</li> <li>人的被害の場合は医師の診断書</li> <li>保険金等受給（予定）明細書</li> </ul>	市区町村長、消防署長又は警察署長発行
破産	<ul style="list-style-type: none"> <li>破産宣告書等</li> </ul>	
離別	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍謄本等、離別日が確認できるもの</li> </ul>	市区町村の役場等発行
疾病	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師が発行する診断書（初診日及び療養者の程度、治療期間の記載があるもの）</li> <li>傷病手当金支給決定通知書等</li> </ul>	申請時まで長期（ <b>3か月以上</b> ）の療養をし、申請時現在治療中であること。
失職	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険受給資格証（1, 3面）</li> <li>退職金支払い証明書等</li> </ul>	失業給付を受けていない場合は、離職票を提出。 <b>※自己都合（早期）退職及び定年による離職は申請対象外。</b>
行方不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明を証明する官公署発行の証明書</li> </ul>	

※審査する上で、事情・状況に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

**（補足） 独立生計者（※）は別途、健康保険証のコピーを提出してください。**

※ 独立生計者とは、次の(1)～(3)全てに該当する学生のことで、学生本人の市町村民税課税状況で収入要件を判定します（父母等の市町村民税課税状況を使用しません。）。

- (1) 所得税、健康保険等の被扶養者となっていない者（**保険証の世帯主氏名が学生本人になっている。**）
- (2) 父母等と同居していない者
- (3) 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、課税証明書が発行される者

## 6 減免の取消し

虚偽の申請、その他不正な手段により許可を受けた場合は、その許可を取り消します。

## 7 注意事項

減免の申請を行った者は、減免の決定が通知されるまで授業料の納付を行わないでください。納付すると、減免申請を辞退したことになり、納付された授業料は返還できません（7月中旬までに決定通知を送付します）。

おって、不許可、半額免除又は1／4免除の決定をしたときは、納付書を送付しますので、必ずその期限内に納付してください。

## 8 個人情報保護について

申請いただいた個人情報は、授業料減免審査の目的で利用します。今後の授業料減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

## 9 不服審査請求について

減免の決定についての通知を受け、通知の内容に疑義があり不服審査請求を行う場合、通知の日から起算して7日以内（7日目が休日の場合は、直後の平日まで）に所定の手続を行ってください。詳細は、結果の通知の際にお知らせします。

## 【授業料減免基準】

基準 免除	収入要件 (いずれかの要件に該当すること)	学業・成績・その他要件 (全ての要件を満たすこと)
全額免除	1 学資負担者が生活保護を受けている 2 <u>徴収期限前1年以内(※1)に学資負担者に以下のような事情が発生し、総所得が生活保護基準以下の世帯の学生。</u> (ただし、事情発生により授業料年額の20倍を超える臨時収入(死亡の場合は3000万円以上の臨時収入)がある場合を除く。) (1) 死亡 (2) 被災(冷害等の被害を含む) (3) 行方不明 (4) 長期療養(傷病のため3か月以上療養し、その間の収入が著しく減少した場合) (5) 離別 (6) 破産 (7) 失職(現在求職中の場合に限る。また、定年退職、早期退職、自己都合による場合、臨時の職を離職した場合を除く。)	1 <u>学部1年次後期及び2年次以上の学生は、属する学部・学科・研究科における各年次までの「標準修得単位」(別紙2「標準取得単位について」参照)を満たしていること。</u> <u>博士前期1年次後期以上、博士後期2年次以上の学生は「標準修得単位」を満たしていること。(※2)</u> <u>学部1年次前期及び博士後期1年次の学生は、要件を満たすものとする。</u> 2 修業年限を超えて在学していないこと。 (休学及び正当な事由(疾病・留学・大学院の学生の論文作成・出産や育児・その他やむをえない事由)があると認められる場合を除く。) 3 当期の履修登録を行っていること。 (博士前期課程及び博士後期課程の学生を除く。) 4 懲戒処分を受けていないこと。 5 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。
4分の1免除		
半額免除	1 <u>世帯員全員の市町村民税所得割が非課税世帯の学生</u> 2 <u>徴収期限前1年以内(※1)に学資負担者に以下のような事情が発生し、総所得が日本学生支援機構の定める第一種奨学金基準以下の世帯の学生</u> (ただし、事情発生により授業料年額の20倍を超える臨時収入(死亡の場合は3,000万円以上の臨時収入)がある場合を除く。) (1) 死亡 (2) 被災(冷害等の被害を含む) (3) 行方不明 (4) 長期療養(傷病のため3か月以上療養し、その間の収入が著しく減少した場合) (5) 離別 (6) 破産 (7) 失職(現在求職中の場合に限る。また、定年退職、早期退職、自己都合による場合、臨時の職を離職した場合を除く)	1 <u>学部1年次前期の学生は、高校の評定平均値3.5以上、1年次後期及び2年次以上の学生にあつては、属する学部・学科における各年次までの「標準修得単位」を満たしており、かつ、属する学部・学科における学業成績が上位3分の1以内であること。</u> <u>博士前期1年次後期以上の学生は、「標準修得単位」を満たしており、かつ、属する研究科(専攻)における学業成績が上位3分の1以内であること。(※2)</u> <u>博士後期2年次以上の学生は「標準修得単位」を満たしていること。</u> <u>博士後期1年次の学生は、要件を満たすものとする。</u> 2 修業年限を超えて在学していないこと。 (休学及び正当な事由(疾病・留学・大学院の学生の論文作成・出産や育児・その他やむをえない事由)があると認められる場合)を除く。) 3 当期の履修登録を行っていること。 (博士前期課程及び博士後期課程の学生を除く。) 4 懲戒処分を受けていないこと。 5 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。

※1 徴収期限前1年以内：2025年4月30日以降。なお、入学した期は入学前1年以内とする。

※2 大学院生においては、入学した学期において、1の要件を満たしているものとする。

## 標準修得単位について《前期申請》

## 【学部】

区分	学年	標準修得単位
国際学部	1年次	—
	2年次	3 2
	3年次	6 4
	4年次	9 6
情報科学部	1年次	—
	2年次	2 0
	3年次	6 6
	4年次	1 1 0
芸術学部	1年次	—
	2年次	3 2
	3年次	6 4
	4年次	9 0

## 【大学院】

区分		学年	標準修得単位
博士前期課程	国際学研究科	1年次	— (相当とみなす。)
	情報科学研究科		
	芸術学研究科		
	平和学研究科		
	国際学研究科	2年次	1 5
	情報科学研究科		1 5
	芸術学研究科		1 7
	平和学研究科		1 6
博士後期課程	国際学研究科	1年次	— (相当とみなす。)
	情報科学研究科		
	芸術学研究科		
	平和学研究科		
	国際学研究科	2年次	3
	情報科学研究科		4
	芸術学研究科		5
	平和学研究科		5
	国際学研究科	3年次	6
	情報科学研究科		7
	芸術学研究科		1 0
	平和学研究科		1 0

※ 休学等により、上表に当てはまらない場合は事務局学生支援室までお問合せください。

## 標準修得単位について《後期申請》

別紙 2—2

### 【学部】

区分	学年	標準修得単位
国際学部	1年次	16
	2年次	48
	3年次	80
	4年次	112
情報科学部	1年次	10
	2年次	43
	3年次	88
	4年次	120
芸術学部	1年次	16
	2年次	48
	3年次	77
	4年次	109

### 【大学院】

区分		学年	標準修得単位
博士前期課程	国際学研究科	1年次	8
	情報科学研究科		8
	芸術学研究科		9
	平和学研究科		8
	国際学研究科	2年次	23
	情報科学研究科		23
	芸術学研究科		25
	平和学研究科		24
博士後期課程	国際学研究科	1年次	— (相当とみなす。)
	情報科学研究科		
	芸術学研究科		
	平和学研究科		
	国際学研究科	2年次	3
	情報科学研究科		4
	芸術学研究科		5
	平和学研究科		5
	国際学研究科	3年次	6
	情報科学研究科		7
	芸術学研究科		10
	平和学研究科		10

※ 休学等により、上表に当てはまらない場合は事務局学生支援室までお問合せください。